

八女市立三河小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

2 本校におけるいじめ防止等の目標

〈実態〉

友だちとの力関係で言動が変わることにより、トラブルになることが多い。いじめ事案として認知して対応した案件は6件である(令和3年12月現在)。学校を楽しんでいる子どもや誰とでもなかよくできている子どもは増えてきたが、自尊感情が低く、自他のよさに気づけない子どもが多い。

	はい	だいたい	あまり	いいえ
学校は楽しいですか (%)	48	44	7	1
誰とでもなかよくしていますか (%)	58	38	4	0

「自分を見つめてアンケート」より (令和3年12月)

〈本年度の目標〉

- 教育活動の中にペア・グループ・全体での交流活動や縦割り班活動を取り入れたり学級全体で一つのことに取り組んだりする機会を多く取り、よりよい人間関係の育成を図り、自尊感情を高め相互理解を深める。
- 学校と家庭との間の情報交換を密にし、問題に迅速に対応できるように努めるとともに、スクールカウンセラー等との助言を指導にいかす。

〈客観的指標〉

- ・ 学校は楽しいと答える児童 目標肯定評価(95%)
- ・ 誰とでもなかよくしていると答える児童 目標肯定評価(95%)
- ・ 自分によいところがあると答える児童 目標肯定評価(90%)

3 いじめ防止等対策の基本となる事項

基本施策

視点1 いじめ防止のための取組

(1)いじめが起こらない、許さない集団の育成に向けて

ア 最重点目標の1つとして弱い者に対して、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない事を掲げ、その実現に向けて組織的に取り組む。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に

資する自主的な児童会活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性への理解を深めるための啓発、「わかる授業」の向上に向けた公開授業の実施、学習規律や学び方等の共通理解と共通実践、さらに道徳科の時間や学級活動等の時間の充実、人権作文の取組や人権週間等における外部講師の活用等を図る。

オ 一人一人に視点をあて、自尊感情を高める継続的・効果的指導を充実する。

(2) インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット・携帯電話等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、これらを通して行われるいじめを防止し、さらに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、年間計画の中に外部講師を招聘しての研修会、インターネットや携帯電話等の情報モラルについての研修会を位置づける。また、児童に対しては、インターネット等の使い方について学習する時間を設ける。

視点2 早期発見・いじめ事案への対処のあり方

○ いじめ早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめの早期発見のため、児童全員・保護者に対して定期的な調査を実施する。
(アンケートは学年別にファイルに保管する。)

- ・自分を見つめてアンケート(7月、12月、3月) ※生徒指導担当作成
- ・無記名アンケート(4月、5月、**6月**、8月、9月、**10月**、11月、1月、**2月**)
※6月、10月、2月は教育相談時に活用する。生徒指導担当作成
- ・保護者いじめアンケート(6月、10月、2月) ※教頭作成
- ・学習参観アンケート(7月、12月、2月) ※教頭作成

視点3 教育相談体制、生徒指導体制の構築

(1) いじめ相談体制

児童や保護者がいじめに係る相談ができるよう、相談体制を次のように行う。

- スクールカウンセラーやスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーの活用
- いじめ相談窓口の設置
- 教育相談週間(6月、10月、2月)

(2) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。

(3) 「いじめ防止対策委員会」を設置

いじめ防止等に関する措置

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター
豊かな心育成委員、スクールカウンセラー

〈活動〉

- (1) いじめの早期発見に関すること
- (2) いじめの防止に関すること
- (3) いじめ事案への対応に関すること
- (4) いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童理解を深めること

〈開 催〉

月1回定期的に開催し、緊急性を要するものは即時開催とする。

視点4 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ・保護者アンケート
- ・保護者会、地区懇談会等ではじめに対する保護者啓発
- ・三河小HPではじめ防止基本方針の掲載による保護者への理解・協力
- ・PTA定例理事会における報告及び協力

視点5 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を実施し、全職員でいじめ防止、発生時の措置を行う。

〈いじめ発生時の措置〉

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

〈重大事態への対処〉

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(30日間)学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をとる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした児童の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

〈評 価〉

PDCAサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 年に4回(7月、10月、12月、3月)、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- (2) 分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。